

人権講演会のご案内

21世紀は「人権の世紀」といわれています。

人権とは、人が生まれながらに持つ、人間らしく生きる当然の権利のことです。

市では、市民一人一人が人権意識を高め、お互いの個性を認め合う人権尊重のまちづくりを目指して、人権講演会を開催します。



家田 莊子氏
(作家・高野山真言宗僧侶)

この世に生まれ、生きて、生かされて…
～あと一歩前へ踏み出したいあなたへ～

◆日時 9月14日(水) 午前10時開演

◆場所 文化プラザ・サンホール

◆入場料 無料

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用いただくか、車の場合は乗り合わせにてお出掛けください。

■問い合わせ 秘書広報課広報広聴係 (内線185)

9月10日は「屋外広告物の日」です 屋外広告物のルールを守りましょう

屋外広告物は、ビルの屋上にある広告塔や建物の壁にある壁面広告、電柱広告やのぼり旗などその形態はさまざまです。また、その内容が営利的な広告物かどうかは問いません。

●屋外広告物の掲出には許可および手数料が必要です

屋外広告物は、広報、宣伝活動の一つとして社会的に重要な役割を果たすとともに、都市環境の一部として良好な景観との調和が求められており、さらに、通行人などに対する危険防止にも十分な配慮が払われなければなりません。

そのため、屋外広告物を掲出するためには、あらかじめ許可を受けなければなりません(自家広告物で10㎡以下など一部除外あり)。また、手数料が必要です。

●実態調査および除去に取り組んでいます

市では、未申請や老朽化の著しい屋外広告物の実態調査を行い、広告業者や事業者などに個別啓発を考えています。また、信号機、ガードレールなどの『禁止物件』に掲出されている「張り紙類」、「立て看板」などの違法物件は除去を行っています。

■問い合わせ 都市計画課 (内線312)

セラトピア土岐の指定管理者を募集

◆指定管理者が行う業務

①受け付け業務 ②使用許可に関する業務 ③維持管理に関する業務 ④設置目的を達成するために必要な業務 ⑤その他「土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐指定管理者仕様書」の通り

◆指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日(5年間)

◆応募資格 次の要件を満たしていること。

①法人またはその他団体であること ②人的および物的管理能力を有していること ③個人からの申請は不可 ④複数の団体によるグループ団体の申請も可能(ただし、代表団体を定めること) ⑤来年の3月31日までに防火管理者および危険物取扱者乙種第4類以上の資格を有していること ⑥その他、運営に必要な資格、免許者の確保ができること

※一般競争入札に参加できないもしくは指名停止となるような事実が認められる団体などは応募できません。

◆募集期間 9月1日(木)～30日(金)

■申し込み・問い合わせ 商工観光課 (内線232)

景観計画検討委員会の委員を募集

地域の特性を生かした良好な景観づくりを進めるための計画策定に向けて、その内容などを検討する委員会です。

◆募集人数 2人程度

◆任期 平成25年3月31日まで

◆応募資格 次のいずれにも該当する方

①市内在住または在勤で、満20歳以上の方 ②市の景観に関心のある方 ③国もしくは地方公共団体の議員および公務員でない方 ④平日の日中に開催する委員会に出席できる方(第1回は10月下旬を予定し、今年度は計3回程度の開催予定)

◆報酬 出席された方に規定の報酬額を支給します。

◆申し込み方法 任意の用紙に①氏名 ②住所 ③性別 ④生年月日 ⑤電話番号 ⑥職業・勤務先 ⑦応募動機(200字程度)を記入の上、都市計画課に持参してください。

◆選考方法 書面により審査し、応募者全員に結果を通知します。

◆申込期限 9月16日(金)

■問い合わせ 都市計画課 (内線312)